

## 大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方検討に係る論点整理（案）

前回部会での資料及び議論を踏まえて、各論点について整理

1. 海岸漂着物等対策の基本的方向性
2. 海岸漂着物等の円滑な処理
3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制
4. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保
5. 目標・指標及び年度の設定
6. 国際連携の確保・国際協力の推進

## 検討内容 1 海岸漂着物等対策の基本的方向性

### <説明>

#### ○「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」

- ・令和元年6月28日・29日に大阪で開催されたG20サミットの「G20大阪首脳宣言」において共有された海洋プラスチックごみに対する世界共通ビジョン。「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」としている。
- ・G20開催地であり、2025年には大阪・関西万博の開催を控える大阪府・大阪市は、平成31年1月28日に「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」を行うとともに、この宣言の趣旨にご賛同いただける府域市町村、業界団体、NPO、学校などを募集している。
- ・府としては、ビジョン発祥の地として、率先してビジョン実現に向けた具体的なアクションを示していく立場にある。

#### ○国基本方針の変更内容

##### (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

- ・流域圏（内陸～沿岸）で関係主体が一体となって対策を実施
- ・地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進
- ・大規模漂着流木等の緊急的な処理に対する災害関連制度の活用の推進

##### (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

###### ① 3Rの推進による循環型社会の形成

- ・ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどにより、廃プラスチック類の排出を抑制
- ・効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進、廃プラスチック類の適正処理を徹底
- ・漁具等の海域で使用されるプラ製品の陸域での回収徹底、可能な限り、分別、リサイクル

###### ② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制

- ・事業者は、洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減徹底など、マイクロプラが海洋に流出しないよう、その使用抑制に努力
- ・国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置等について、実態を把握

##### (3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・行政、国民、民間団体、事業者等の全国規模での連携強化
- ・表彰等により積極的な参画を促進
- ・研究者間の連携を強化

##### (4) 国際連携の確保及び国際協力の推進

- ・世界的な取組への積極的な関与
- ・アジア等の関係国との連携・協力の促進
- ・途上国の発生抑制対策の支援
- ・地球規模のモニタリング・研究ネットワーク構築

##### (5) その他対策に必要な事項

- ・環境教育

- ・消費者教育
- ・普及啓発
- ・海岸漂着物対策活動推進員等の活用 等

### ○大阪湾における海岸漂着物等の特性

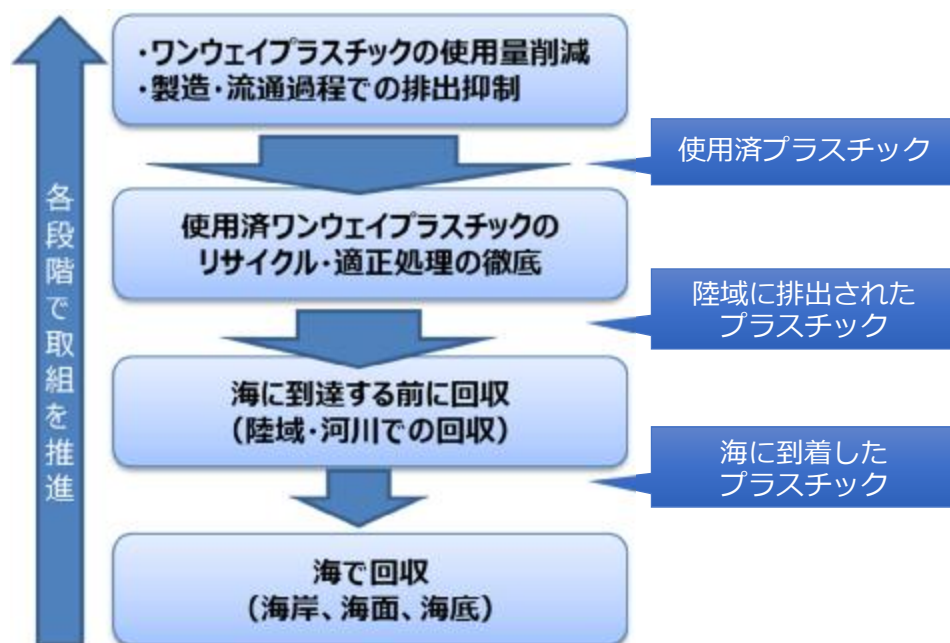
- ・国基本方針では、国内に由来して発生する海岸漂着物は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであり、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって広範な関係主体による取組が必要と指摘
- ・大阪湾における海洋ごみの約7割は陸域からの流入であるとの報告もあり、環境省の調査では、漂流・漂着ごみの約8割がプラスチック類であった
- ・関西広域連合の調査では、レジ袋 **300** 万枚、ビニル片 **610** 万枚が海底ごみとして存在すると推定された
- ・現行地域計画においても、後背地が大都市域であり、直接若しくは淀川や大和川等の河川を通じて多くのごみが沿岸域に広く発生・集積すること、他の地方公共団体の区域から流出したごみも同様に集積し、海岸に漂着或いは海底に堆積することから、大阪府の海岸線の全延長（約 **237.7km**）の海域（地先海面）を重点区域に設定し、対策に取り組んできた

### <論点>

#### ○大阪湾における海岸漂着物等対策の基本的方向性

- ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が生まれた都市として、ビジョンの達成に率先して貢献する都市を実現するため、将来的に目指すべき社会像、海岸漂着物等対策のあり方をどのように考えるべきか。
- ・将来的に目指すべき姿と、国基本方針の変更内容、大阪湾における海岸漂着物等の特性を踏まえ、本地域計画に位置付けて実行する海岸漂着物等対策の全体像をどのように考えるべきか。

（海洋プラスチックごみ対策の全体像のイメージ）



(事務局の考え)

- ・「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」発祥の地として、ビジョンの目標達成に率先して取り組むため、地域計画を府域におけるビジョンの実行計画と位置づけるべきではないか
- ・当面は詳細な実態把握と既存の知見による発生抑制を行いつつ、その実績・成果を踏まえて、例えば、きめ細かい対策や的を絞った制度を検討するなど、2段階のフェーズに分けて取組を進めてはどうか
- ・国の基本方針の考え方及び大阪湾における海岸漂着物等の特性を踏まえて、様々な主体と協力した円滑な処理をより効果的に継続実施するとともに、一連の発生抑制対策を包括的に捉えて、各段階で実施すべき取組を積極的に推進することを基本としてはどうか
- ・府民・事業者を巻き込んだ大きなパラダイムシフトが必要な問題であるからこそ、新しいライフスタイルの提案や新たな産業の創出につながるようなポジティブなイメージを持つ取組展開が必要ではないか

## ○重点区域の設定

- ・重点区域について、新たな基本方針でマイクロプラスチック対策が位置付けられたこと、陸域に由来する海岸漂着物等が大半を占める大阪湾の特徴を踏まえて、どのように設定するべきか。

(事務局の考え)

- ・重点区域の設定については、現行計画の海岸線全延長という考え方を踏襲するとともに、3Rの推進や陸域での回収等の発生抑制対策が重要と考えられることから、まずは、内陸部を含む府域全域としてはどうか。
- ・今後の実態把握の進展とそれに伴う目標・指標の検討と合わせて、より詳細に設定していくこととしてはどうか

## 検討内容 2 海岸漂着物等の円滑な処理（次回議論）

### <説明>

#### ○国の基本方針の内容

- ①海岸管理者等の処理の責任等
- ②市町村の要請
- ③地域外からの海岸漂着物等に対する連携
- ④その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

#### ○大阪湾の海岸漂着物等の回収・処理状況

- ・港湾管理者や国土交通省近畿地方整備局が、それぞれ所管する海域等において、船舶の航行の安全を目的として、流木等の海ごみ回収を実施。
- ・府としては、漁業者が魚とともに港に持ち帰ったペットボトル等のプラスチックを含む漂流ごみの回収を実施してきたところ、平成 28 年度からは、国庫補助制度も活用し、対象を底引き網漁船にも拡大し、海底ごみの回収を実施。
- ・府、民間事業者、関係団体等で構成される NPO 法人大阪府海域美化安全協会においても、漁業者と連携した海岸漂着物等の回収を実施。
- ・平成 31 年度からは、国庫補助制度を活用して府内市町村が実施する漂流ごみの回収・処理事業等に対する支援を実施。これにより大阪市は通年で平日に海面に浮遊するごみの回収・処理を実施したほか、台風・大雨時に大量発生する産業廃棄物にも対応。
- ・平成 30 年度の回収量は、港湾管理者や国によるものが 6,000 m<sup>3</sup>、府や大阪府海域美化安全協会による漁業者と連携によるものが 1,500 m<sup>3</sup>で、合計 7,500 m<sup>3</sup>であった。

### <論点>

#### ○海岸管理者等による効率的な回収・処理

#### ○漁業者等と連携した回収・処理

#### ○市町村の海岸漂着物対策への協力・支援

#### ○ボランティアの活動促進等による効率的な回収

#### ○洪水や台風等の自然災害により海岸に堆積した流木等の処理

- ・これまで、関係者の役割分担と連携によって実施してきた海岸漂着物等の回収・処理の実施体制や実績を踏まえて、今後新たに取り組むべきことがあるか。

#### （事務局の考え）

- ・基本的に、これまでの実施体制を維持し、しっかりと回収・処理に取り組む
- ・回収・処理量を増やすためには、その分より多くの経費が必要となることから、国に対して補助制度の予算増額やメニュー拡充、自然海浜が少ない都市部においても多面的価値を有することを踏まえた支援などを求めていくべきではないか
- ・港湾管理者や漁業者等、回収・処理に関わる関係者にヒアリングを実施した上で、必要な対策について、具体的に計画に位置付けてはどうか（ヒアリングは次回実施）
- ・特にプラスチックごみの対策として、これまでの海岸における漂着ごみの回収と同様、陸域においても内陸を含めた市町村との連携による散乱ごみの段階で回収・処理する取組を広げていくことが重要ではないか

## 検討内容3 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

### <説明>

#### ○国の基本方針の内容

- ① 3Rの推進による循環型社会の形成
- ② マイクロプラスチックの海域への排出の抑制
- ③ 発生の状況及び原因等に関する実態把握
- ④ ごみ等の適正な処理等の推進
- ⑤ ごみ等の不法投棄の防止
- ⑥ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

#### ○府循環計画との関係

- ・「3Rの推進による循環型社会の形成」についての施策については、大阪府循環型社会推進計画（以下「循環計画」）に基づいて実施
- ・現在、循環型社会推進計画部会において「プラスチック対策」を重点的取組と位置づける方向で循環計画の改定に向けた議論が進められている

#### ○大阪湾における海岸漂着物等の発生実態

- ・これまで国や大阪府、関西広域連合において、大阪湾の海岸漂着物等の実態把握調査を進めてきたが、陸域におけるごみの散乱等から海洋ごみとなるまでの実態については十分把握できていない

#### ○国内における海岸漂着物や陸域におけるごみの散乱状況の調査事例

- ・環境省による全国的な海岸漂着物等の状況調査
- ・関西広域連合によるプラスチックごみ散乱状況の把握調査・推計モデルの構築等
- ・一般社団法人ピリカ及び株式会社ピリカによる、国内100地点におけるマイクロプラスチックの流出実態及び人工芝の流出実態についての調査
- ・日本財団と日本コカ・コーラ株式会社による「陸域から河川への廃棄物流出メカニズムの共同調査」の実施。「ごみの総量把握」よりも「ごみの発生源把握」を重視した調査・分析手法の開発・実践

### <論点>

#### ○3Rの推進による循環型社会の形成

- ・海岸漂着物対策推進の観点から、循環計画に基づく3Rの推進を本計画にどのように位置づけるべきか。

##### （事務局の考え）

- ・大阪湾における海洋ごみの大半を占めるプラスチックごみは、ポイ捨てをはじめ、3Rからこぼれ落ちたものが原因であることから、海岸漂着物等対策を包括的に分かりやすく示すため、本計画において、循環計画に基づく3Rの推進についても位置づけるべきではないか。

### ○様々な事業活動に伴うマイクロプラスチックの飛散・流出抑制

- ・府域では様々な事業活動が営まれており、メーカーによる原料調達や事業者による製品の利用に伴い、一次的・二次的に発生するマイクロプラスチックごみに対して、どのような発生抑制対策をとるべきか

(事務局の考え)

- ・当面は、マイクロプラスチックの発生プロセスの実態把握と既存の知見による発生抑制を行いつつ、その実績・成果を踏まえて、例えば、きめ細かい対策や的を絞った制度を検討するなど、2段階のフェーズに分けて取組を進めてはどうか
- ・世界的な潮流も踏まえて、バイオプラスチックや代替製品の利用等を積極的に促進することを通じて、技術イノベーションとプラスチックごみの発生抑制に貢献する視点を持つことが必要ではないか

### ○マイクロプラスチックを含む海岸漂着物等の実態把握とその情報発信

- ・大阪湾の海岸漂着物等の実態調査をより充実させ、その影響を把握するためには、どのような取組が必要か

(事務局の考え)

- ・環境リスクの定量的評価に基づく目標設定は現時点では困難と考えられるが、予防原則に基づき、国の調査・検討の状況や調査研究動向等の情報収集に努めることが重要ではないか
- ・対策を検討する上で調査データが大幅に不足しているため、国内における様々な機関による調査事例を参考にして、民間企業・NPO等が行う調査結果の共有・利活用、簡易調査手法の採用等を検討するなど、より効率的なデータ収集に努めるべきではないか

## ○マイクロプラスチックを含む海岸漂着物等の発生要因や環境影響の府民理解の促進

- ・大阪湾の海岸漂着物発生の実態から、プラスチックごみが意図的（例：ポイ捨て）に発生するのか、非意図的（例：衣類からの繊維くず、ごみ箱からの漏洩）に発生するのかといった発生要因や、環境に及ぼす影響についての府民理解を促進することが極めて重要であるところ、どのような啓発手法が効果的か。

### （事務局の考え）

- ・内陸市町村とも連携し、意図的・非意図的に発生する陸域のプラスチックごみが、どのようなプロセスで海岸漂着物等となるのか、その結果としてマイクロプラスチックを介して魚にも影響を与える懸念があることなど、全体の流れを理解してもらうような啓発が重要ではないか
- ・「豊かな大阪湾」の実現を目指して、漁業者等と連携してこれまで取り組んできた「里海づくり」や海を身近に感じてもらうイベントの実施等において、海洋プラスチック対策の観点を盛り込んで実施することが効果的ではないか
- ・海洋プラスチック問題の理解促進とあわせて、ポイ捨てなどをしないような行動変容を促すための仕組みや仕掛けを検討してはどうか
- ・新型コロナウイルスの感染拡大により、飲食店をはじめとして使い捨てプラスチック製品の利用が拡大している状況を踏まえて、感染防止のために従来の集客を伴うイベント実施が当面困難な中においても、動画配信や SNS を通じた情報発信など、創意工夫を凝らして可能な啓発に取り組むことが必要ではないか

## ○プラスチックごみの水域等への流出または飛散の防止、陸域における回収の推進

- ・府民や事業者が所有・管理する物や土地において発生するプラスチックごみが水域等へ流出することを防止するためにどのような対策が必要か。
- ・既にまちや河川敷等に排出されているプラスチックごみの住民参加型の回収活動を促進するためには、どのような取組が有効と考えられるか。

### （事務局の考え）

- ・プラスチックごみが水域へ流出する経路（例：ポイ捨て、ごみ箱からの漏洩）を把握するとともに、経路に応じた効果的な対策方法を分かりやすく整理し、きめ細かく情報提供を行うことが必要ではないか。
- ・住民の参加意欲を向上させるための創意工夫を凝らした回収活動が実施されるよう、回収活動の核となる団体や市町村等を支援することが有効ではないか。



## 検討内容 4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

### <説明>

#### ○国の基本方針の内容

- ①全国規模での行政、国民、民間団体等、事業者、研究者等の連携強化
- ②国民、民間団体等、事業者等の積極的な参画の促進
- ③研究者間の連携強化

#### ○大阪府の連携取組状況

- ・府は、企業・大学等との連携について「公民戦略連携デスク」を設置して推進しており、多くの連携企業が連携協定の中で環境分野についても取組実施。特にプラスチック分野では、象印マホービンと連携協定を締結し、『マイボトルユーザーにやさしい街おおさか』に向けて、給茶スポットの設置推進や施策 **PR** 等に取り組んでいる。
- ・専門的知識を有する学識経験者や事業者団体等を交えて、行政、事業者、NPO及び府民等の各主体におけるプラスチックごみ対策の現状と課題等について意見交換を行い、各主体のさらなる取組の推進を図るため、「おおさかプラスチック対策推進ネットワーク会議」を設置（～令和3年3月）

#### ○大阪湾・流域圏における国・他自治体との連携に関する主な協議会等

名称	目的
大阪湾環境保全協議会 (事務局：大阪府)	大阪湾の環境保全のために大阪湾沿岸自治体(1府2県17市3町の23機関)で構成。構成員がそれぞれまたは連携して啓発等の取組を実施
大阪湾再生推進会議 (事務局：近畿地方整備局)	関係省庁(内閣官房・4省)及び関係地方公共団体(2府4県4市)等が、大阪湾の水環境の改善等を通じた「森・川・里・都市・海等のネットワーク」に重点を置く総合的な「海の再生」のため、行動計画を策定・推進
琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会 (事務局：近畿地方整備局)	「琵琶湖・淀川流域圏の再生」の実現を図るため、関係省庁(4省)及び関係地方公共団体(2府4県)等が、流域全体での一体的な取組を推進
大和川水環境協議会 (事務局：近畿地方整備局)	大和川水系の水質異常の未然防止と発生時の被害の軽減、水環境の改善・水質異常の防止のための流域住民等への意識の向上を図るため、国土交通省、奈良県、大阪府及び流域内に存する地方公共団体(20市14町2村)、流域内住民等が連携・協働して大和川水系等の水環境の現状把握及び再生に関する行動計画の策定・推進
関西広域連合プラスチック対策検討会 (事務局：大阪府・滋賀県)	関西広域連合(2府6県3市で構成)において、プラスチック対策(プラスチック代替品の開発支援・普及促進、プラスチックごみ散乱・流出抑制等)について関西広域での取組みを進め、地域創生につなげることを目的に本年4月に新たに設置

## <論点>

### ○流域圏の内陸から沿岸までの府県市が一体となった海岸漂着物対策の推進

- ・大阪湾に流れ込む海岸漂着物等は、府域を越えて近隣府県域で発生したものも含まれることから、関西広域連合をはじめ、既存の府県市のネットワークをどのように活かすことができるか

#### (事務局の考え)

- ・関西広域連合においては、淀川から大阪湾にかけての実態調査の実績や、陸域におけるごみ散乱状況の調査の計画がある。これらの広域的な調査結果を有効利用するとともに、啓発等については、広域的に実施すべきものと府県レベルで実施すべきもので役割分担して効率的に実施する必要があるのではないか
- ・海洋プラスチック問題は、内陸も含めた流域すべての共通の課題であり、発生抑制のための啓発等、広く実施すべき取組については、大阪湾及び集水域の環境保全のために設立されている既存の協議会や会議体を積極的に活用してはどうか

### ○民間事業者や NPO 等と連携した海岸漂着物対策の推進

- ・対策を推進する上で、民間事業者や NPO 等とどのような連携・パートナーシップを組んでいくことが適切か

#### (事務局の考え)

- ・「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」への賛同・宣言呼びかけや、民間事業者の本業や得意分野を活かした連携協定の締結等を通じて、官民一体となってプラスチックごみの発生抑制や新たな技術開発等を進めていくべきではないか
- ・海洋プラスチック問題について、府民や事業者に理解を深めてもらうため、府や市町村だけでなく、同じ問題意識を持つ企業や、環境問題に取り組む NPO 等と連携していくことが効果的ではないか

## 検討内容 5 目標・指標及び年度の設定

### <説明>

#### ○国の基本方針等の内容

- ・基本方針においては、海岸漂着物等対策の目標・指標、目標年度等について具体的に設定されていない
- ・「海洋プラスチックごみアクションプラン」（令和元年 5 月 31 日）において、取組を効果的に進めていくための指標として以下 5 つの指標が挙げられており、国が毎年その進捗を把握することとなっている
  - ①プラスチックごみの国内適正処理量（環境省）
  - ②陸域におけるポイ捨て・不法投棄・散乱プラスチックごみ回収量（環境省）
  - ③海洋プラスチックごみ回収量（環境省）
  - ④代替材料（海洋分解性プラスチック、紙等）の生産能力／使用量（環境省・経済産業省）
  - ⑤国際協力により増加する「適正処理される廃棄物」の量（環境省・外務省）
- ・「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月 31 日）では、重点戦略において以下 6 つのマイルストーンが掲げられている
  - ①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制
  - ②2025 年までにリユース・リサイクル可能なデザインに
  - ③2030 年までに容器包装の 6 割をリユース・リサイクル
  - ④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース・リサイクル等により有効利用
  - ⑤2030 年までに再生利用を倍増
  - ⑥2030 年までにバイオマスプラスチック約 200 万トン導入

#### ○他の都道府県の地域計画における目標・指標、目標年度等の記載

- ・39 都道府県が地域計画を策定済
- ・秋田県、山形県、富山県が定量的な目標・指標を設定している
- ・東京都、京都府、広島県が目指すべき状態など定性的な目標を設定している

都道府県	期間	目標・指標
秋田県	H28 ～32 年度	①回収作業の達成率(重点区域のうち回収作業した区域の割合):100% ②最終年度における「海岸漂着物等」への県民認知度:80%以上
山形県	H23 ～32 年度	目指す姿:裸足で歩ける庄内海岸 短期目標:①毎年秋の海岸清潔度*のランクを3以上 ②漂着の激しい区域はランクを2以上高める 長期目標:H32 年度春のランクを H23 年度春と比較して1以上高める
東京都	なし	①関係する主体が相互に協力しながら能動的に海岸漂着物対策を実施している ②地元の住民等が主体的かつ継続的に回収・清掃活動を実施している ③海岸漂着物量の経年の変化の傾向を捉えることができる ④処理対策及び発生抑制対策により、海岸が美しく保たれていることが実感できる
富山県	H28 ～32 年度	回収・処理: ①海岸利用シーズン前の回収作業:2回以上(1回以上) ②大量漂着時の回収作業:100%(100%) ③海岸清掃に取り組む団体数:70(50) 発生抑制: ④環境美化活動の参加者数:13万人(8万人)

		②周知啓発活動数：累計 <b>70,000</b> 人 ( <b>3,200</b> 人) ③海岸漂着物の発生源の認知度： <b>60%</b> ( <b>37%</b> ) ④県内の海岸の好感度： <b>70%</b> ( <b>48%</b> )
京都府	なし	目指す方向 「海岸管理者をはじめ府、市町村、地域団体など全ての府民が相互に協力して海岸漂着物対策を進め、美しく豊かな海岸を守り、次代へと引き継いでいく」
広島県	<b>H28</b> ～ <b>32</b> 年度	「国、県、市町、海岸管理者、住民団体等の連携により、自主的な清掃活動等が継続されることにより、海岸をきれいな状態に維持すること」 ①重点区域において評価ランク※が減少傾向を示していること ② <b>H28</b> 年度を基準に海岸清掃参加人数が増加していること

※「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」（国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ全国事務局、(特非) パートナーシップオフィス）による海岸線 **10m** あたりの人工系ごみ量の **12** ランク区分に基づく評価

## ○国際的な動き

- ・**2019** 年 **6** 月に開催された **G20** 大阪サミットでは、共通の世界のビジョンとして、**2050** 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有した。
- ・**SDGs** では、ゴール **14** において「あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」、ターゲット **14.1** で「**2025** 年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」とされている。
- ・**SDGs**(持続可能な開発目標)達成の目標年である **2030** 年まで残り **5** 年となる **2025** 年に開催される大阪・関西万博は、**SDGs** が達成された社会をめざすために開催するとされている。

## <論点>

### ○目標・指標及び期間の設定（長期的に目指すべきものも含む）

- ・地域計画において、短期的・中長期的また定性的・定量的にどのような目標・指標の設定を行うべきか

#### （事務局の考え）

- ・法の趣旨を踏まえ、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」とも整合をとって、多様な生物を育む場の確保や、海と親しむ場としての機能、漁業に与える影響等、多面的な機能の改善された都市と調和した豊かな大阪湾の実現に資するものとしてはどうか
- ・他県の指標・目標を参考に指標海岸を設定し、海岸ごみの量を減らす（清潔度を向上させる）ことを1つの指標とするとともに、二次的マイクロプラスチックの発生が府民の生活と結びついていることの認知度・理解度や、清掃活動等への参加人数など、活動指標を設定してはどうか
- ・あわせて、大阪湾の実態及び「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」における“追加的汚染をゼロ”との整合をとり、例えば地域や **NPO** の清掃活動と連携した河川敷の散乱状況調査やドローンを活用したモニタリング等を通じて汚染レベルを評価するなど、定量的目標の設定について検討してはどうか

## 検討内容 6 国際連携の確保・国際協力の推進

### <説明>

#### ○国の基本方針の内容

- ①世界的な取組への積極的な関与
- ②関係国との連携、協力の推進
- ③途上国の発生抑制対策の支援
- ④地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築
- ⑤民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携

#### ○他の都道府県の地域計画における記載内容

都道府県	記載内容
青森県	国が行う関係国間の政策対話、関係国への要請の実施等への協力
山形県	「海ごみサミット」として韓国やタイなど諸外国の取組みも報告される国際的な連携の場となっていることから、本県における「海ごみサミット」等の国際協力を推進する会の開催を検討していく。(H26 開催済み)
富山県	・環日本海地域の自治体との交流を通じた地域レベルの連携の促進 ・民間団体や学識経験者による国際的活動との連携
石川県	「国際協力の推進」 海岸由来の海岸漂着物については、必要に応じて国と連携して漂着状況の把握を行うよう努めることとし、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力するものとする。
山口県	日韓海峡海岸漂着ごみ一斉調査の実施 海の環境美化に対する意識の啓発等を図るため、日韓海峡沿岸 8 県市道が共同で日韓海峡海岸における漂着ごみの一斉清掃を実施（実施期間：5月～7月）
福岡県	第3章7（6）地域外からの海岸漂着物等に対する連携 県は、海岸漂着物等の多くが他の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、必要により当該区域に対して（他の都道府県、周辺国については国と連携して）、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して協力を求めることとする。
長崎県	・関係国間の政策対話等への協力 ・関係国への要請の実施等 ・民間団体等や学識経験者による国際的活動との連携
熊本県	「県、市町村及び海岸管理者等は、外国由来の海岸漂着物について、九州各県等と連携しながら、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力する。」
宮崎県	3 国際協力の推進 本県における外国由来の海岸漂着物については、太平洋側の共通の課題となることが見込まれることから、九州東部に位置する各県と連携を図りつつ、国の外交上の対応と連携し、課題の解決に努めるとともに、県内での被害防止に努めるなど取組の充実を図る。
沖縄県	（4）国際協力の推進 海岸漂着物は国境を越えて国外からも漂着することから、関係国との共通認識の醸成や協力体制の構築を図ることによって、国際的な協調の下でその解決が図られるよう取組みが推進されるべきである。 沖縄県では、海外由来の海岸漂着物が多くみられることから、その漂着状況について地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体の関係者が協力し、海岸漂着物のモニタリング等を行うと共に、その情報を発信するよう努めることとし、国と関係国との協調や国際協力による対策の推進に協力するものとする。

## ○大阪府・市の取組状況

- ・大阪府・大阪市が出資する（公財）地球環境センター（GEC）を通じて、大阪市に拠点を置く国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）の活動を支援
- ・UNEP-IETC は、廃棄物管理を専門とする機関で、平成 4 年に大阪市に誘致し、環境上適正な技術の普及に連携して取り組んでいる。昨年度は、「プラスチックごみ問題に関する国連環境計画シンポジウム～海洋プラスチックごみ削減をめざして～」を開催し、国内外のプラスチックごみの現状や海洋プラスチック汚染の防止等について議論を行った。また、大阪市は UNEP-IETC と連携して、ステークホルダーズ・ミーティングを実施し、プラスチックごみの削減を始めとした SDGs の事例について事業者等と意見交換を行った。
- ・大阪府・大阪市は、G20 サミットのホストシティとして、G20 サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の推進を図っている。具体的には、プラスチックごみの取組を核として内閣府の SDGs 未来都市への選定をめざすとともに、プラスチックごみ対策にかかる大阪市の取り組みを中心に UNEP-IETC の活動や日本の先進事例等を世界に発信する動画を今年度中に作成予定

## <論点>

### ○国際機関等と連携した途上国等への支援事業の実施

- ・府域の企業が有する環境関連技術や、これまでに自治体を実施してきた国際協力の実績やネットワークを活かして、どのような貢献を行うべきか

#### （事務局の考え）

- ・国際連携については、一義的には国の役割であるが、大阪市における水・環境問題に対するこれまでの連携・支援実績等を踏まえて、UNEP-IETC や JICA をはじめとした国際機関や市町村、民間企業等と連携して国際支援事業を実施することを計画に位置付けてはどうか